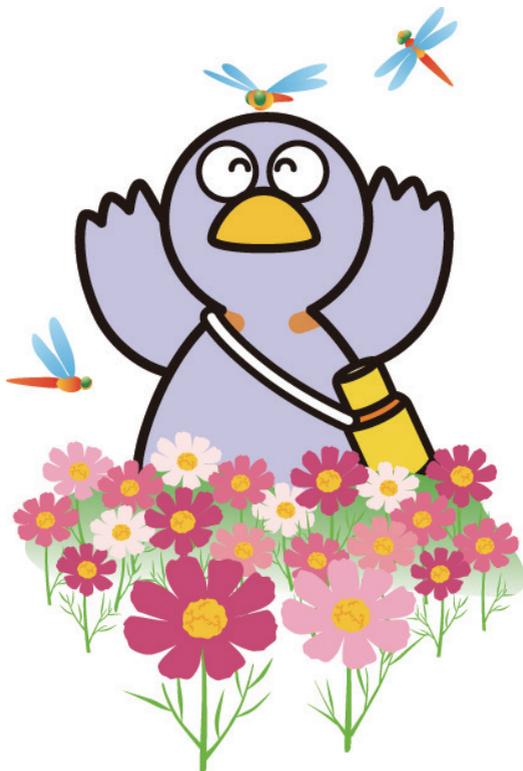


# 同和問題の 解決をめざして



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

彩の国  埼玉県

I	同和問題（部落差別）とは ……………	1
	～基本的人権が保障されるために～	
II	同和地区における差別の歴史 ……………	4
	～同和問題を正しく理解するために～	
III	差別意識は残っている ……………	1 8
IV	同和問題の解決をめざして ……………	2 8
	～教育と啓発～	
V	県民の方々から寄せられた質問から ……………	3 8
	○部落差別の解消の推進に関する法律 ……………	4 4
	○埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例 ……………	4 5



埼玉県のマスコット  
「さいたまっち」



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

え た ひ に ん  
穢多・非人等の用語は、差別的な意味で使用されてきましたが、この冊子では、同和問題に関する正しい歴史的認識を深めるための歴史的用語としてそのまま掲載しています。

学習や研究の場以外では、絶対に使用してはいけません。その言葉によって苦しむ人がいることを正しく理解することが必要です。

## I 同和問題（部落差別）とは

### ～基本的人権が保障されるために～

私たちは、かけがえのない、一人の人間として尊重され、また、幸せな生活を送りたいと思っています。

そして、日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として、「基本的人権」を保障しています。

しかし、現実には、日常生活のいろいろな面でいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。同和地区に生まれ育ったというだけで、本人の人柄とは関係もなく交際を避けられたり、結婚を取りやめられるというような問題を抱える人々がいるのです。

このように同和問題は基本的人権に関わる社会問題であり、一日も早く解決していくことが、私たち一人ひとりの課題なのです。

#### 1 同和問題（部落差別）とは

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

#### 2 同和対策審議会答申と部落差別

昭和40(1965)年、同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申が出されました。

この答申は、その後の同和行政の指針となったものであり、その中で、多種多様な形態で現れる部落差別を心理的差別と実態的差別の二つに大別し、この心理的差別と実態的差別は、相互に作用し合っ

### ○心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

### ○実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

## 3 同和問題の早期解決に向けて

この答申を機に、昭和44(1969)年に同和对策事業特別措置法が制定されました。

その後、法の変遷を経て、平成14(2002)年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、国や県、市町村では様々な特別対策事業を行ってきました。

その結果、同和地区における生活環境等については改善が図られ、格差の解消はほぼ達成されました。

しかしながら、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、結婚や就職に際した身元調査、不動産購入時などの土地調査、インターネット内に差別的な書込みがなされるなど、いまだ課題として残っています。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目

的に、平成28(2016)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、法の基本理念にのっとり令和4(2022)年7月8日には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を公布・施行しました。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の問題としてもう一度考え、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

### 「同和」という言葉の意味は・・・

同和という言葉は、「同胞一和」<sup>どうほういちわ</sup>「同胞融和」<sup>どうほうゆうわ</sup>等の略語として使われたもので、昭和天皇が即位したときの勅語に出てくる「人心惟<sup>じんしんこ</sup>レ<sup>おな</sup>同<sup>みなづう</sup>シク<sup>こ</sup>民風惟<sup>わ</sup>レ和シ…」からとったものと言われています。昭和16年に内務省の外郭団体の中央融和事業協会が「同和奉公会」と名称を改めてから「同和」という言葉が用いられるようになりました。戦後になって、「同和行政」「同和対策事業」「同和教育」など、行政上の公的な用語として使用されています。

### 同和問題（部落差別）、同和地区（被差別部落）について・・・

同和問題は、行政用語として部落差別により生じる社会問題を指して用いられてきました。部落とはもともと集落を意味しますが、「被差別部落」の略称としても用いられることもあります。一方、「同和地区」は、法律によって国が同和対策事業の対象地区として指定していた地区をいいますが、法律が失効したため、厳密な意味での「同和地区」は存在していません。

平成28年12月に公布、施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、法律で初めて「部落差別」という言葉が使われましたが、部落差別の対象となる部落を「被差別部落」と言います。

この冊子では、「同和問題」「同和地区」と記載します。

## Ⅱ 同和地区における差別の歴史

### ～同和問題を正しく理解するために～

- 同和地区がどのようにしてできたのか？
- 同和地区の人々はどのようにして差別と闘ってきたのか？
- 国、県及び市町村の同和問題解決への取組は？  
こうした問いに答えるためには、まず差別の歴史を知る必要があります。

#### 1 幕藩体制と同和地区の形成

15世紀から16世紀の戦国時代という乱世が統一され、慶長8(1603)年、徳川家康は江戸に幕府を開き、将軍を頂点とした大名による土地と領民を支配する幕藩体制を成立させました。

また、幕藩体制が固まると、民衆に対して、政治的、経済的に次々と多くの制限を加え、専制支配体制を築き上げていきました。

幕藩体制のもとでは、「武士」と「百姓（農民等）」、「町人（工商等）」という身分が固定されていきました。

また、百姓や町人とは別に、特定の人々が、被差別的な身分として穢多・非人などの呼称で、他の身分の人々から厳しく差別されました。

こうした身分制度は、身分の固定化を図るとともに、職業、更には居住の自由をも束縛するものでした。このような居住の自由を制限された地域の多くが、現在では「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれるようになったと考えられています。

同和地区の人々は、死牛馬の処理、皮革製造関係の仕事、司法警察上の業務や行刑の補助等といった仕事に従事させられていました。

特に、役人足やくにんそくといって下級司法警察や処刑の手伝いといった仕事は、治安維持のための労役で、犯罪捜査や農民等の不穏な空気を探索する役目を負わされ、一揆が発生すると鎮圧ちんあつの先兵として利用されました。

このように、同和地区の人々は社会を支える役割を果たしていましたが、同和地区の人々に対する、農民をはじめとした多くの人々の差別観、違和感などをかきたてることになったのです。

### 同和地区の起源

同和地区の起源については、宗教起源説、職業起源説など諸説あります。近世の封建権力が形成される過程で支配権力によって政治的に設定されたとする政治起源説が通説とされてきました。

しかし、最近では賤民の身分は既に中世に成立していたとする中世起源説もあります。

## 2 同和地区の人々の闘い

この身分制度は、江戸時代の中ごろから強まり、特に、同和地区の人々に対しては、衣服の制限をはじめ、祭礼から締め出し、更には水利権などをも認めず、共同体から排除するなど、暮らしのうえで様々な差別がありました。

しかし、同和地区の人々は、こうした屈辱くつじよくに甘んじてばかりはいませんでした。安政3(1856)年、岡山藩で起こった「しびぞめ渋染一揆」がそれです。

これは、岡山藩の儉約令が同和地区の人々に対して特に厳しく、着物の色は渋染の茶又は藍染に限定し、外出はハダシといった内容のものであったため、同和地区の人々が立ち上がったものです。15歳から60歳までの男子数千人が集結し、藩の軍隊と対決しました。この一揆では、指導者の獄死という犠牲を伴いながらも、同令を撤回させました。

### 3 解放令と<sup>じんしん</sup>壬申戸籍

江戸幕府が崩壊し、明治2(1869)年、版籍奉還によって統一国家体制を整えた明治政府は、近代国家をめざし、殖産興業、富国強兵、文明開化をスローガンに、社会の近代化に乗り出しました。農民に土地の所有権を認めたことは、その現れの一つです。

こうした中、明治4(1871)年8月、太政官布告(注1)が発布されました。これが、いわゆる「解放令」です。しかし、この解放令は、単に身分の称号廃止と職業の自由を宣言したのにとどまり、同和地区の人々の真の解放を保障するものではありませんでした。また、それまで保障されていた職業などの特権を奪われ、逆に経済的な打撃をも受けたのです。

言い換えれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に押し込められ、非人間的な扱いと貧困の状態におかれた同和地区の人々に対し、その差別と貧困から解放するための政策は行われなかったのです。それは、「華族」、「士族」、「平民」という新しい身分制度をつくり上げたことから理解できます。

さらに、明治5(1872)年には、華族、士族、平民という新たな族籍に基づく、わが国で初の戸籍である<sup>じんしん</sup>壬申戸籍(明治5年式戸籍)が作られましたが、これには、解放令で平民となったはずの同和地区の人々に対して、旧身分の差別的呼称の残っているものもあり、新しい差別を生み出しました。

(注1) 明治4年8月28日太政官布告(いわゆる「解放令」)

「穢多・非人等の称を廃止するので、これからは身分、職業とも平民と同じであること」とされました。

## 4 社会発展と同和地区

こうした解放令の矛盾と新しい身分制度は、今日まで同和問題を残す要因となりました。さらに、長い間たずさわってきた皮革業には、資本主義発展の中で、新興資本が進出し、同和地区の人々に大きな打撃を与えました。

農村における同和地区では、ひとつの職業では生計を立てることが出来ず、狭い荒地のような田畑を小作しながら、草履などの履物はきもの製造や修理、日雇いや行商などの様々な労働につかなければなりませんでした。また、都市及びその周辺の同和地区でも、零細な手工業や日雇い、行商などの生業に従事しました。

このような歴史的経過の中で、同和地区の人々は、社会的、経済的に低位な状況におかれ資本主義社会という自由競争社会から取り残されていきました。

このこともまた、同和問題を今日まで残す要因になったわけです。

## 5 融和運動から真の解放へ

明治維新に続いて起こった自由民権運動は、社会の最底辺に抑圧された同和地区の人々に、大きな刺激を与えました。

明治35(1902)年、部落解放運動の先駆的運動をなす「備作平民会」が岡山県で結成され、翌36年には、全国的な組織として「大日本同胞融和会」ほうゆうわかいが結成されました。

しかし、いずれも同和地区の改善向上をめざすことに重点が置かれ、その不当な差別を積極的に排除する闘いにはまでは発展せず、精神的な融和運動にとどまりました。

こうした融和運動に反対し、大正11(1922)年3月3日、同和地区の人々が団結して、自主的な部落解放運動を始めました。京都市岡崎公会堂で、全国各地から集まった代表数千人によって結成された「全国水平社」がそれです。

この水平社という名称は、17世紀中頃、イギリス民主主義革命の

推進力となった、農民や労働者の組織「レベラーズ＝水平社」にちなんで命名されました。

それまでの長い歴史の中で、差別され、迫害されてきた同和地区の人々が、自らの団結の力で解放をなしとげるということを宣言したのでした。大会では“人の世に熱あれ、人間に光あれ”で結ばれる水平社宣言（注2）をはじめ、綱領、決議が採択されました。

この全国水平社運動は、瞬く間に全国に広がり、同年4月、地方水平社としては京都に続き全国で2番目に、埼玉県水平社が結成されました。

（注2）水平社宣言（「日本初の人権宣言」といわれています。）

～抜粋～

このさいわれらうち にんげん そんけい こと みづか  
 此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとす  
 もの しゅうだんうんどう おこ むし ひつぜん  
 る者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。・・・・・・

われわれ ひくつ ことば きょうだ こうい そせん  
 吾々は、かならず卑屈な言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を  
 はずか にんげん ぼうとく ひと よ つめ  
 辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、  
 ど つめ にんげん いたわ な し  
 何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知つてみ  
 われわれ こころ じんせい ねつ ひかり がんきゅうらいさん  
 る吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

すいへいしゃ う  
 水平社は、かくして生まれた。

ひと よ ねつ にんげん ひかり  
 人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正11年3月3日

全国水平社創立大会

## 6 戦後の部落解放運動

完全な解放をめざして、多くの弾圧をはねのけながら闘ってきた全国水平社は、昭和8(1933)年、部落委員会を発足させ、一つひとつ、同和地区に起こる問題を取り上げ、組織的運動を推進していきました。

しかし、太平洋戦争が激しくなるにつれ、戦争への積極的な協力が強制され、干渉と妨害が加えられました。

そして終戦……。

戦後の同和地区における悲惨な生活の中から、部落解放運動を再建しようとする気運が高まり、昭和21(1946)年、「部落解放全国委員会」が結成され、新たな運動がスタートしました。

戦後の解放運動は、昭和26(1951)年、京都市で起きた「オールロマンス事件」を契機とし、飛躍的に発展しました。

これは“オールロマンス”という雑誌に、京都市職員により同和地区を不当に描いた小説が掲載された、という差別事件です。この事件により、同和地区には生活の改善や向上を図る施策が、これまで行われていなかったということが一般的に知られるところとなりました。

部落解放運動は、部落差別が温存されてきた責任が行政にあることを指摘し、このことを契機に京都市では同和行政推進のための積極的施策を行うことになりました。

この事件は、地方公共団体の同和行政を推進させる画期的なものとなったのです。

## 7 同和对策審議会答申と同和对策事業特別措置法

昭和32(1957)年、解放運動を進める諸団体によって「部落解放国策樹立要請国民会議」が結成されました。これは、“部落の解放”は、同和地区の人々自身が、近代的市民としての権利意識に目ざめ、自覚し、立ち上がることが第一歩であり、国及び地方公共団体が、憲法に規定された基本的人権の尊重の精神に沿って、同和地区をも含

めて、国民の諸権利を実現するための行政的施策を推進することが必要であるということから、結成されたものです。

一方、政府は、昭和28(1953)年度の国の予算に、戦後はじめて、<sup>りんぼかん</sup>隣保館を設置する経費の補助金を計上、さらに、昭和31(1956)年度から共同浴場の設置費の計上というように、予算を増額しました。

しかし、これらは、部分的な改善事業だけに留まっていたので、根本からの総合的な対策を望む声が強まりました。このため政府は、昭和33(1958)年、内閣に同和問題閣僚懇談会を設け、関係各省の行政施策の中に同和対策を取り入れることにしました。

また、自由民主党、日本社会党がそれぞれ特別委員会を設けて同和対策を検討し、各党が同和対策要綱を発表するに至りました。民間においても、昭和35(1960)年以降、“部落解放要求貫徹請願運動”などの国策樹立要請運動が強力に進められるようになりました。

さらに、同和地区を有する地方公共団体でも、政府の行政施策の実施に協力するだけでなく、独自の立場で、従来から行ってきた同和対策をより一層積極的に実施するようになりました。

こうした中で、昭和35(1960)年には同和問題を本格的に審議する機関として総理府に「同和対策審議会」が設けられ、昭和40(1965)年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申(注3)が出されました。

翌41年には新たな国の機関として同和対策協議会が設置され、昭和44(1969)年には、答申の内容を具体的に実施するための法律として、「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、当初10年間の限時法で、その有効期間は、昭和54(1979)年3月31日までとなっていましたが、なお多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長され、昭和57(1982)年3月で失効となりました。

(注3)「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申(「同対審答申」といわれている。)

その前文において「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。・・・

その解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘し、その後の同和行政の基本的指針となっている。

## 8 同和対策協議会意見具申と地域改善対策特別措置法

同和対策事業特別措置法の失効により、新たに制定されたのが「地域改善対策特別措置法」です。

この法律は、旧法による13年間の施策の反省の上に立って、新たな観点を加え制定したものであり、昭和57(1982)年4月1日から施行され、昭和62(1987)年3月31日までの効力を有することになりました。

この地域改善対策特別措置法の制定に当たっては、同和対策協議会が開催され、「今後における同和関係施策について」の中間報告の具申(昭和56(1981)年8月18日)及び最終意見の具申(昭和56年12月10日)を行いました。

これらの意見具申では、これまでの施策によって相当な成果が上がっているとしながらも、なお数年間事業を継続していく必要があるとしていました。

地域改善対策特別措置法の制定と同時に設置された「地域改善対策協議会(従前の同和対策協議会)」は、法期間の3年目に当たる昭和59(1984)年6月19日に「今後における啓発活動のあり方について」の意見具申を行いました。

この中では、法期限を目前にして同和地区住民の生活環境の改善は相当進んだと評価する一方、今後の施策で心理的差別の解消を図る重要性が述べられました。

そして、同和対策の現状認識で、周辺地域住民を中心とした「ねたみ意識」の表面化や「こわい問題であるとの意識」の発生などについて触れ、啓発活動を効果的に進めるためには、同和問題について自由な意見交換ができる環境づくりと「えせ同和行為」の横行を排除するなどの条件整備が必要であると指摘しました。

## 9 地域改善対策協議会意見具申と地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

地域改善対策協議会は昭和61(1986)年12月11日政府に「今後における地域改善対策について」の意見具申を行い、これを受けて、政府は昭和61年12月27日に「今後の地域改善対策に関する大綱」を定め、昭和62(1987)年3月31日で失効する地域改善対策特別措置法に代わる限時法を制定することとしました。

昭和62年4月1日からは、新たに「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、平成4(1992)年3月31日までの5年間施行されることとなりました。

この法律は、同和対策に係る最終の特別法とされていましたが、法期限を迎え、民間運動団体や地方公共団体など様々な方面から、生活実態・物的環境の改善等に係る事業が残っていることや心理的差別がまだ十分に解消されていないことなどを理由に、新法の制定や現行法の延長等の要望が出されました。

国から法期限後の方策について、一般対策への円滑な移行という観点からの審議を求められていた地域改善対策協議会は政府に対し、平成3(1991)年12月11日、平成4(1992)年度以降も法的措置を含め適切な措置を検討する必要があるとする「今後の地域改善対策について」の意見具申を行いました。

これを受けて、国は同年12月20日に「今後の地域改善対策に関する大綱」を定め、現行法の一部を改正することとし、平成4(1992)年3月31日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、更に5年間の法的措置が継続されることとなりました。

この法延長後、国は平成5(1993)年度に、これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な同和地区実態調査を実施しました。

一方、地域改善対策協議会は、平成3(1991)年12月の意見具申で指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月に総括部会を設置しました。

この総括部会では、①心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、②行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、③地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等について審議が行われ、平成8(1996)年3月28日に、国の調査結果等も踏まえた報告書をまとめました。

さらに、平成8年5月17日に地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行いました。

国はこれを踏まえ、平成8年7月26日、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の政府大綱を閣議決定し、平成9(1997)年度以降も一部事業（15事業）について5年間の法的措置を講じることとしました。

平成9年3月31日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、経過措置対象事業に限り、更に5年間の法的措置が継続されていましたが、平成14(2002)年3月31日をもって法が失効しました。

## 10 特別対策終了後

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の法期限を迎えるに当たり、平成14(2002)年3月29日に総務大臣談話(注4)が発表され、同和地区・同和関係者を対象とする国の特別対策は終了となり、今後は、これまでの特別措置法に基づく特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなりました。

埼玉県においても「平成14年度以降の同和対策関係施策の取扱いについて」を定め、「①同和地区・同和関係者に対象を限定する事業は実施しない ②同和対策関係施策として実施する事業は、教育・啓発事業とする」などの方針を明らかにして、実施しています。

(注4) 同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話～抜粋～

平成14年3月29日

同和関係の特別対策は、昭和40年の同和対策審議会答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取組によって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るものでありました。

国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。

## 11 部落差別のない社会の実現に向けて

同和関係の特別対策事業の結果、同和地区における生活環境については改善が図られ、格差の解消はほぼ達成されました。

しかしながら、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、結婚や就職に際した身元調査、不動産購入時などの土地調査が行われるなど、未だに課題が残っています。

また、情報化の進展に伴って、最近ではインターネット上に差別的な書込みがなされるなど、部落差別に関する状況が変化しています。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28(2016)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。(44ページ参照)

この法律では、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを基本理念としています。

なお、県ではその基本理念にのっとり、令和4(2022)年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を公布、施行(16ページ、45ページ参照)しました。

## 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例の概要

令和4年7月8日公布・施行

### 1 趣旨

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするもの。

### 2 内容

#### (1) 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (2) 部落差別の禁止

何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

### (3) 県の責務

基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施する。

施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図る。

部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

### (4) 県民の責務

基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努める。

### (5) 事業者の責務

基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努める。

### (6) 主要な施策等

- ・ 教育及び啓発
- ・ 相談体制の充実
- ・ 部落差別の実態把握

### Ⅲ 差別意識は残っている

令和2(2020)年度に埼玉県が行った「人権に関する県民意識調査(\*)」や事例等から同和問題について考えてみましょう。

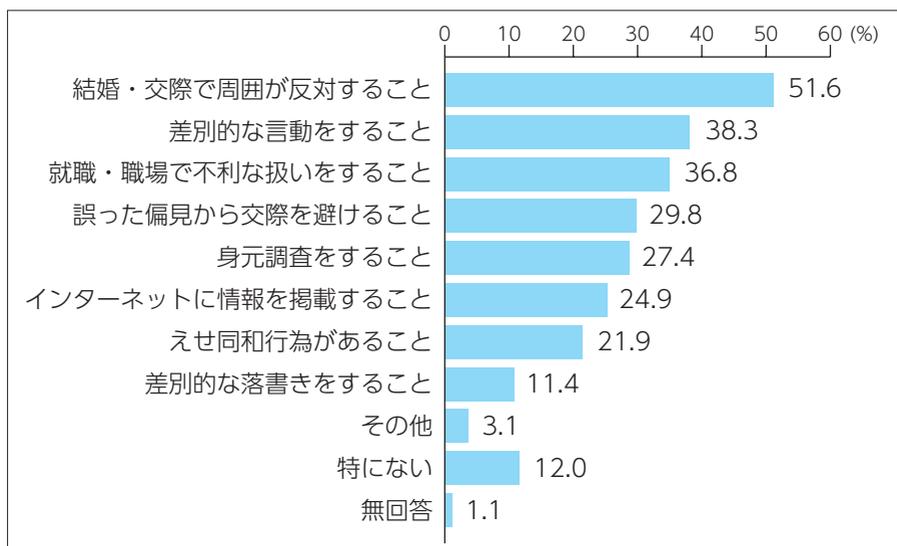
(\*) 県内在住の満18歳以上の男女5千人を対象とした調査

#### 1 「人権に関する県民意識調査(埼玉県)」

※同和問題を知っていると回答した方を対象(2,242人)

##### (1) 同和問題に関してどのような問題が考えられますか

下のグラフは、「同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていると思うか」との問いに対する結果です(複数回答可)。



(出典：人権に関する県民意識調査報告書 令和2年度埼玉県)

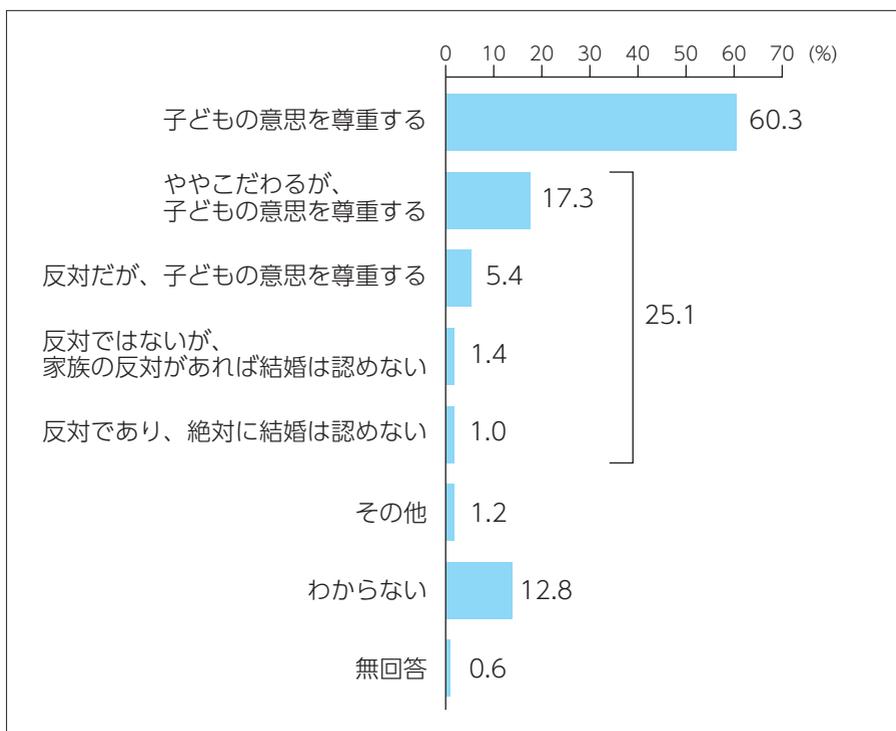
「結婚・交際で周囲が反対すること」、「差別的な言動をすること」、「就職・職場で不利な扱いをすること」、「誤った偏見から交際を避

けること]、「身元調査をすること」という順の回答でした。

## (2) 結婚に関して

それでは、一番意見の多かった「結婚・交際で周囲が反対すること」に関する調査結果を見てみましょう。

下のグラフは、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどのように思いますか。」という問いに関する回答です。



(出典：人権に関する県民意識調査報告書 令和2年度埼玉県)

「子どもの意見を尊重する」は、全体の83.0%に対し、「認めない」という回答が2.4%ほど。「わからない」という回答も12.8%という結果でした。子どもの意思を尊重するとの回答が多いものの、「ややこだわりがある」など、本人の性格等に因らない同和地区出身

であるという理由での忌避意識が25.1%あるという結果でした。

ただ、同和地区に生まれたというだけで、結婚への夢が破れるという可能性があります。結婚にまつわる部落差別が日本の社会でまだ生き続けていることを、他人ごとではなく、自分自身のこととして真剣に考え、差別の解消に向けて努力していくことが不可欠です。

### 【結婚に関する差別の事例】

A子さんとB君は、結婚を前提に交際しており、A子さんは両親にB君を紹介しました。

両親は、B君を気に入ってくれたようで、A子さんも安心しました。

ところが、後日、「B君の自宅あたりは、同和地区であると近所の人たちが噂しているのを聞いたことがある」と母が言うと、父も「自分は気にしないが、身元調査をした方がいいかもしれない」と応じる両親の会話を耳にしました。

A子さんは、同和問題について調べ、同和地区に対する差別はわからないものであり、同和問題に対する正しい理解が大切であることを両親に伝えました。

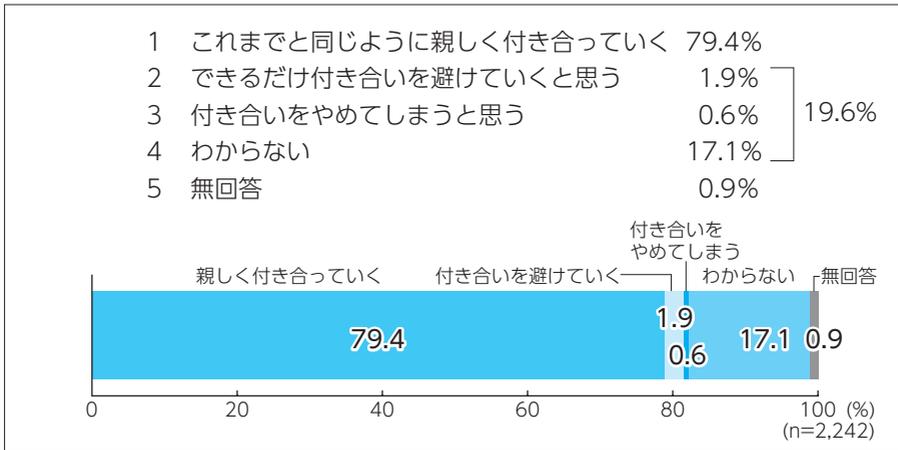
A子さんの両親も、A子さんに言われたことを<sup>しんし</sup>真摯に受け止め、同和問題に対して真剣に向かい合い、人権相談で詳しい話を聞き、同和地区に対する偏見や差別が残っていること、周りから聞いていたことが単なる偏見で間違いであることを理解しました。

A子は、両親が理解してくれたことがわかり、安心して結婚式の当日を迎えることができました。



### (3) 交際について

下のグラフは、「仮にあなたが親しく付き合っていた人（職場の人や近所の人）が「同和地区」出身者の人であることがわかった場合、どうすると思いますか。」という問いの回答です。



(出典：人権に関する県民意識調査報告書 令和2年度埼玉県)

「これまでと同じように親しく付き合っていく」という回答が79.4%と最も多い結果ではあるものの、「できるだけ付き合いを避けていくと思う」が1.9%、「付き合いをやめてしまうと思う」が0.6%、「わからない」が17.1%となっています。

18ページの質問の「誤った偏見から交際を避けること」という意識が垣間見られます。

親しく付き合っている人でも同和地区出身という理由で、付き合いをやめたり、避けたり又は今後の付き合いはわからないという人が実に5人に1人の19.6%もいます。

これは、私たちの心の中に、同和問題に対する無理解や偏見が残っているからではないでしょうか。

このような不合理をなくすためにも同和問題の正しい理解を深め、差別を解消していくことが肝要です。

### 【交際に関する差別の事例】

A：「Cさんとは付き合わない方がいいよ。」

B：「なんで？Cさんは、すごくいい人なのに。」

A：「Cさんは同和地区の出身なんだって。」

B：「同和地区出身だと付き合っちゃダメなの？」

A：「詳しくはわからないけど、同和地区は怖いところみたいだから、世間体がよくないと思うよ。」

この事例のように、同和問題を詳しく知らず、他人から聞いた漠然としたイメージや偏見により、その人の人格に関係なく、避けたり、付き合いをやめたりする事例です。

同和問題を正しく理解していないため、世間の風評や根拠のないイメージのみで付き合いをやめるよう言っています。このように、正しい知識がないところにまことしやかな噂が耳に入ると、あたかも事実かのように記憶が残ってしまいます。

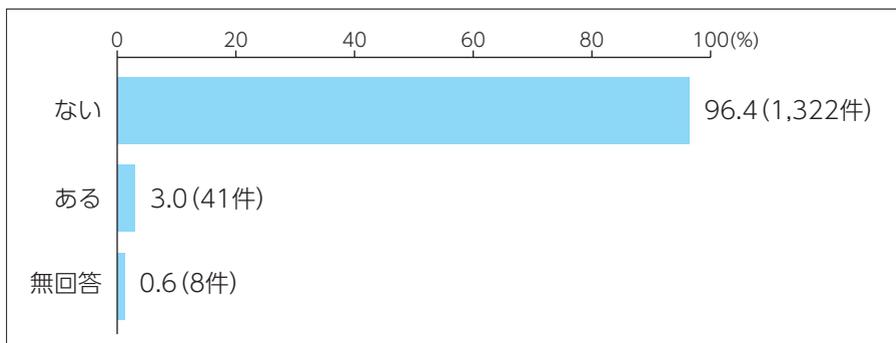
同和問題を解決するためには、まず、正しい知識を学ぶことが重要です。

#### (4) 調査結果について

令和2年度における人権に関する県民意識調査では、前回調査(平成22年度)と比較して結婚や交際に対する意識が少しずつ改善しており、同和問題に対する正しい理解が進んでいると考えられます。

## 2 土地調査

不動産の取引をする際に、その物件の土地が同和地区であるかどうかと差別を助長するような調査を、他県の一部の宅地建物取引業者が行っていました。そこで埼玉県内の業界2団体では、会員である宅地建物取引業者に対し、「不動産売買及び賃貸借の仲介に関して概ね最近5年間の状況で、取引物件が同和地区であるかの問い合わせを受けたことがあるか」とのアンケートを行いました。(次ページ図参照)



出典：(公社)埼玉県土地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会  
埼玉県本部 平成 26 年 9 月～11 月 調べ

アンケートの結果、3%（41件）の宅地建物取引業者が「問い合わせを受けたことがある」と回答しています。

取引全体から見れば少数かもしれませんが、同和地区（住民）に対する予断と偏見がまだ残っていることから、土地の購入や住もうと思っている場所について同和地区かどうかの問い合わせをしていたものと考えられます。

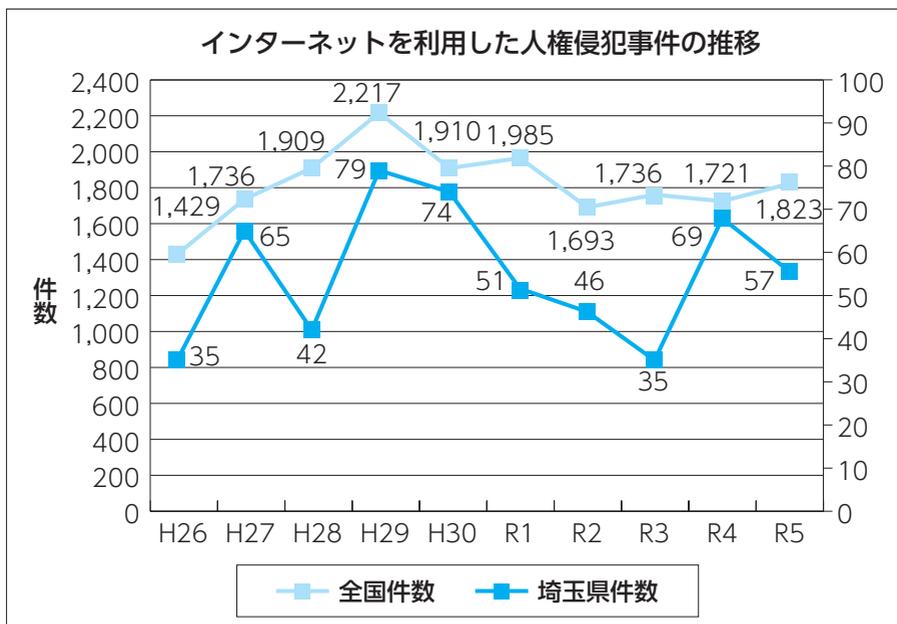
同和地区であるかどうかによって、土地の購入をするか、しないか（住もうとするか、しないか）を考えることは、そこに住んでいる人たちを差別することにつながります。

住んでいる場所によって差別されることの不合理を、自分のこととして考えてみてください。

### 3 インターネット

インターネットは、簡単に、どこにいても情報を収集・発信ができるという利便性がある反面、その匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷したり、個人の名譽を侵害したり、差別を助長するような情報を載せたりするなどの人権に関わる問題が起きています。

次のグラフは、インターネットを利用した人権侵犯事件の推移です。



出典：法務省：令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

さいたま地方法務局：令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

一時期よりも件数が減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。

インターネット上では、瞬時に不特定多数の人に伝わるだけでなくネット上に流出した情報すべてを回収することはほぼ不可能であるため、長期間にわたり深刻な被害をもたらしてしまいます。

最近では、特定の地域が同和地区であると指摘するなどの事案が発生しており、県ではその情報を法務局へ報告し、法務局では、プロバイダー等に削除を要請するなどの対応を図っています。

これらの行為は、同和問題への無理解や偏見を一層助長し、差別意識を拡大するもので決して許されるものではありません。利用者一人ひとりが、「お互いの人権に配慮する」という強い信念を持ち、他人を傷つける誹謗・中傷、差別的表現の書き込みは、絶対にしな

いこと、見逃さないことが大切です。

#### 4 就職等

就職や職場で問題となるのは、同和地区出身者を採用しない、賃金や待遇に差をつけるなどといったことです。

昭和50(1975)年頃、全国の同和地区の所在地を一覧にした図書を200社以上の企業が、購入していたということが発覚しました。

法務省は人権侵犯事件として調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入企業に指導を行いました。

その後、国では本籍地等を削除した全国統一応募用紙を定めるほか、一定規模以上の事業所に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任することを求めるとともに、企業の公正採用選考のための人権啓発研修に取り組んでいます。

企業は、社会の一員として基本的人権を尊重した行動が求められますが、近年は特に、CSR(企業の社会的責任)という観点からも、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取組が重要視されてきています。

就職採用選考にあたっては、その人の適正・能力で公平に行いましょう。

#### 5 身元調査

就職や結婚のとき、調査会社などを使って出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながる恐れがある行為です。

近年、全国的に戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が相次いで発生しました。これらの行為は、個人情報不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用される恐れがあります。

こうした事案を防止・抑止するため、県内の市町村では「事前登録型本人通知制度」を行っています。(次ページ参照)

## －事前登録型本人通知制度について－

平成20年5月の戸籍法・住民基本台帳法の改正により、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどの交付請求ができる場合を制限し、また、うその届出によって戸籍に真実でない記載がされないようにするため、戸籍届出の際の本人確認などが法律上のルールになりました。

埼玉県在全市町村では、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止などを目的として、本人通知制度を導入しています。

### 【本人通知制度とは】

本人通知制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

交付された事実を本人が早期に知ることができ、万一、委任状の偽造などによる住民票の写しなどの不正取得の疑いがあれば、交付請求書の開示請求などにより、事実関係を究明するきっかけとなります。

### 【登録の方法】

制度の利用を希望される方は、事前登録が必要です。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

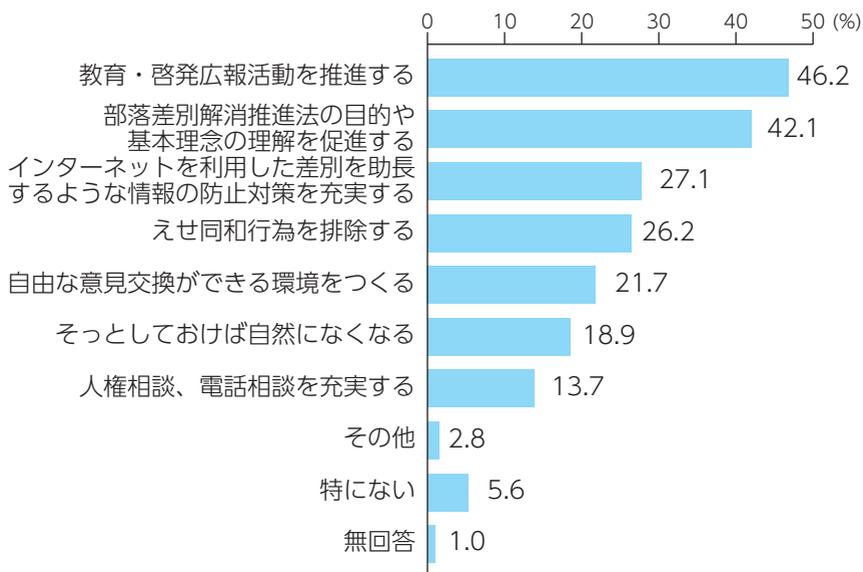
県内市町村ホームページへのリンク(本人通知制度について)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/jyuuminnokatahe/honnintsuchi.html>



## 6 同和問題の解決のために

下のグラフは、「同和問題（部落差別）を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。」という問いの回答です。



(出典：人権に関する県民意識調査報告書 令和2年度埼玉県)

「同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」という回答が46.2%で最も高くなっており、「部落差別解消推進法の目的や基本理念の理解を促進する」が42.1%、「インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する」が27.1%という順に高くなっているという結果でした。

同和問題（部落差別）を解決するためには、同和問題（部落差別）に関する正しい教育・啓発が重要であるという意見が高くなっています。

また、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、同法の目的や基本理念の理解を促すべきという認識も広まっています。

## IV 同和問題の解決をめざして

### ～教育と啓発～

同和問題解決のためには、心理的差別の解消が課題であり、この問題を正しく理解し、人々の心の中にある差別意識や偏見を払拭することが大切です。

そのため、県では、同和問題を重要な人権課題の一つとして、人権教育・啓発を中心に積極的に取り組んできました。

令和2年度の人権に関する県民意識調査では、同和問題の正しい理解のためには教育・啓発を促進するという意見が最も多く、次いで部落差別解消推進法の目的や基本理念の理解を促進するという意見で共に4割を超えています。同和問題を初めて知ったきっかけとしては、「学校の授業で教わった」と回答する方が30.6%（前回調査比9.7ポイント増）で最も多く、「同和問題を知らない」と回答した人が14.6%と前回調査と比べて7.8ポイント減少しました。

学校教育では、同和問題に関する正しい知識を身に付け、差別意識や偏見を払拭し、部落差別をなくしていくことのできる児童生徒を育成するため、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、発達段階に応じた教育を推進しています。

また、啓発については、県民総ぐるみで様々な人権問題に取り組む「人権尊重社会をめざす県民運動」の中で事業を展開しており、啓発イベントや啓発冊子等の作成・配布を通して、同和問題の正しい理解と部落差別解消推進法及び埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例の周知を行っています。

## 1 教育

### (1) 同和問題に関する人権教育の課題（中学生の人権作文から）

夢白桃の送り主へ

「やった！桃だ。」

箱を開けると、部屋いっぱい甘い香りが広がる。祖父の友人が送ってくれたものだ。

私の母の実家は岡山県にある。私の出生も岡山でだった。「桃太郎」で有名な岡山は、桃の名産地である。

人権を考える作文を課題にもらって、私は、今年初めて、毎年おいしくいただいていた桃の送り主の方がどのような方なのか聞く機会を得た。

人権について考えるときに、歴史的背景を無視することはできない。身分制度をより明確に定めた江戸時代以降の歴史を振り返っていた私は、歴史の教科書の中で、なじみある「岡山」という文字を見つけた。「儉約令」等とともに書かれている内容の中に、差別の歴史も綴られていた。

「えた」「ひにん」。

信仰深く、血や死にまつわるものを忌避した当時の日本人は、身近な存在である牛馬等の家畜が死んでしまったときに、その死骸の処理を専門の身分の人たちに任せていた。彼らのことは、なくてはならない存在ながら、最下の身分として疎んじていた。

歴史の教科書に載っている差別の歴史は、しかし、過去だけのものではない。現代にも残っている。

住む地域、結婚、職業等が全て調査され、そのリストが多くの企業に販売された。就職や結婚で差別するためにである。『部落地名総鑑』と呼ばれるこのリストの存在が明らかになったのは40年程前だが、その後も使用を続けている企業があったと問題になった。

調べを進めていく中で母から、祖父が岡山市役所勤務当時、同

和対策に携わっていたと聞いた。祖父に話を聞くことにした。

祖父が取り組んでいた仕事は、公共施設を活用して同和地区に住む（差別を受けている人々は居住地区も限定されていた。その地区を便宜上同和地区と呼んだようである。）人と他の地区に住む人をつなぐ仕事である。行事や作業にともに取り組むことで差別の垣根を取り去る仕事だった。しかし、その仕事は、簡単に結果が出せるものではなかった。距離のあった人々に、いきなり公共施設に向いてともに活動を、というのはハードルが高かったと祖父は話していた。

祖父は、休日でも地区に足を運び、地域独自の行事に参加したり、地域の人と個人的に懇意にしてともに出かけたり、それまで遠かった互いの心の距離を縮めることから始めた。

冒頭に書いた桃の送り主は、ここで登場する。祖父の特に親しくしていた地域の人々の一人がこの桃の送り主の方なのだ。

その人は私の母が結婚するとき、「自分の娘は日のあたる結婚はできないから、あなたの娘さんには本当に幸せになってほしい」と、涙を浮かべて祖父にお祝いをくださった。

何百年も前につくられた差別の構造が、平成の現代になっても残っていることがく然としたが、同時に、偏見にとらわれず、地域の方と交流した祖父の行いを誇らしく思った。

数年前、桃の送り主は亡くなった。だが、桃は今も我が家に届き続けている。桃の送り主が育てていた木を、私の祖父がもらい、その年の収穫を送ってくれているのだ。

この桃の名を夢白桃という。夢白桃は、とても甘かった。その甘さの中には、送り主の夢がぎゅっと詰まっている。受け取った私たちの幸せと笑顔を願う夢が。

人間の間に差別というものがあるのはならない。平等な立場で物事を考え、この差別問題で悩む人がいたり、周囲との間に距離を感じる人がいたりしたら、手を差し伸ばす心を持っていないと

いけないと思う。祖父は、差別なんて、一人一人の人同士のつながりさえあれば解消されていくということを行動で示してくれた。

夢白桃という一本の木には、今年も実をつけ、大きく育ち続けている。この木が育っていく度に、同和問題が減っていくと良い…と、私は思っている。

今回私は、亡くなったその人に感謝の気持ちを込めて、この作文を書いた。

「おいしい桃をありがとう。」

と。

越谷市立南中学校2年改谷真希

平成27年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会最優秀賞〔中央大会奨励賞〕

この作者のように「差別はあってはならない」としっかりと認識できる児童生徒を一人でも多く育成していくことが重要です。

そのためには、児童生徒に同和問題について正しく理解させ、偏見や差別をなくそうとする人権尊重の態度を身に付けさせる必要があります。また、差別を受ける人たちの悩みや不安の解消に努め、自らも差別を克服し、将来に希望を持って生活を築いていくことのできる力を育成していく必要があります。

## (2) 同和問題に関する人権教育の実践

同和問題に関する人権教育の中心的課題は、現在も残っている心理的差別を解消し、差別をなくしていくことのできる人間を育成することです。そのためには、同和問題を人権教育に位置付けて、全ての児童生徒に対して全教育活動を通し人権意識を高め、他者の痛みを共有できる心情を育て、発達段階に即して同和問題に関する正しい知識を身に付けさせていくことが必要です。

また、同和問題に関する人権教育を実践するに当たっては、差別をされてきた人々への差別の厳しさや過酷さを指導するだけでなく、歴史的業績などを取り上げることや、自分達の努力で差別をなくしていくことができることなど、明るい展望に立って推進していくことが極めて大切です。このことは具体的には次のようにまとめることができます。

- ① 学校生活の中で、一人ひとりの児童生徒の人権尊重を徹底し、望ましい人間関係を築いていくこと。
- ② 科学的、合理的な考え方を養い、日常生活における差別や偏見を見抜き、それを許さない生き方を身に付けさせること。
- ③ 豊かな心情を養い、他者の痛みに共感できる児童生徒を育て、助け合い、励まし合える集団生活を実現させること。
- ④ 同和問題の正しい認識を深め、その解決についての意欲と実践力を身に付けさせること。
- ⑤ 同和問題を含めた自校の人権教育について、様々な機会を通して保護者や地域の人々の理解を図り啓発に努めること。

次に、A小学校の実践例を紹介します。

A小学校では、まず全職員の話し合いを十分に行い、同和問題に関する人権教育の重要性と職員一人ひとりの役割についての共通理解を図りました。そして、人権教育のねらいから日頃の教育活動を見直したところ、教師の児童への接し方、教育内容・方法、児童間の人間的つながりなどに、問題があることに気が付きました。

そこで、「同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決のために、進んで支え合う子どもの育成」をめざして、

- ① 学級における仲間づくりを通して明るい学校づくりに取り組む。
- ② 県作成の人権教育学習教材などを活用して人権尊重の精神を養う。

- ③ 国語科、社会科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動などの授業を通して、人権尊重の学習を展開し、様々な人権課題の解決のための基礎的な理解力を育成する。

などの実践を進めてきました。

一方、同和問題をはじめ、様々な人権課題を解決しようとする児童の育成には、学校・家庭及び地域社会が連携して取り組む必要があります。

そのため、自校の人権教育のねらいや方針について、学級懇談会などにより保護者や地域の人々の理解を図るとともに啓発に努めてきました。

### (3) 同和問題を含めた人権教育の研修会

同和問題を含めた人権に関する研修会や講演会が、各種開催されています。

「以前に学んだから、もう研修会に参加しなくてもいい。」

「私は差別をしないし、同和問題は関係がない。」

「人権、特に同和問題については、研修会で知識を得てしまうのではないか。何もしない方が良くと思う。」

このような理由をつけて、人権に関する研修会に対して、消極的な考えをすることはないでしょうか。

同和問題についての理解が浅い人や関心の低い人の身近でも結婚や就職など様々な出来事が話題となることもあります。このような人が、同和問題についての間違った情報や偏見に満ちた情報に触れたとしたらどうでしょう。同和問題についての偏見をさらに膨らませてしまうことにつながりかねません。

例えば、話題の中で相手の学歴や職業、収入、家柄などが気になり、

その人の人柄や生き方などが二の次になってしまうことはありませんか。

このことは、とりもなおさず、人権問題を単に知識として理解していただだけで、差別をなくしていく生き方に結びつく認識まで深まっていなかったことの表れなのです。

研修会や講演会に積極的に足を運び、同和問題を含めた人権問題について正しく理解することは大変重要なことと言えます。

#### (4) 同和問題の正しい理解と認識を

この問題の解決をめざして、県内各地域において、地域の実情を踏まえながら、公民館での講座、PTA活動などにおける研修会が実施されています。

これらの研修会は、同和問題の正しい理解を図り、子供の健全な育成やコミュニティ形成との関連で同和問題を捉え、その理解を自分の生き方に結びつく認識にまで高め、この問題の早期解決を目標にして行動を起こせる人間の育成を目標にして、積極的な学習を進めているのです。

次の文は、あるPTAの研修会の時の感想や意見です。

○A君のお父さん

「同和問題が残っているなんて…。これからは私自身の問題として考えていくつもりです。」

○Bさんのお母さん

「同和問題だけでなく、他のいろいろな人権問題もあります。これらの問題を解決するためには、私たち一人ひとりの、人権意識を高める努力が必要だと思いました。」

○Cさんのお母さん

「同和問題がつくられた差別であることを正しく理解して、差別

をしない、させない、許さないことを自分の生き方にしていきたいと思います。』

全ての人たちが、このように考えられる社会になれば、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題も、解決するのではないのでしょうか。

## 2 啓発

埼玉県では、平成18(2006)年5月から「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

女性、子供、高齢者、障害のある方に関する人権問題、同和問題（部落差別）、インターネット上の人権侵害、性的指向・性自認に係る問題、新型コロナウイルス感染症に関する差別的な取扱いなど様々な人権問題が存在しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、これらの現状に対応し「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県、市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

同和問題の正しい認識への第一歩として、ぜひこの運動に参加してみてください。

なお、この運動では次のとおり期間を定め、集中的に啓発活動を行っています。

### ●人権尊重社会をめざす県民運動強調月間

→ 8月1日～31日

### ●人権尊重社会をめざす県民運動強調週間

→ 12月4日～10日

## 人権尊重社会をめざす県民運動

- 「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」の開催
  - 年間を通じた啓発活動の実施
    - ①市町村、企業等で実施する講演・研修会への講師派遣
      - ・ 非営利目的の研修等で、テーマは「人権問題概論」又は「同和問題」です。
      - ・ 派遣に係る費用（講演料・旅費等）は必要ありません。  
※レジュメ等の印刷をお願いします。
      - ・ 詳しくは県ホームページをご覧ください 
    - <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/koshi.html>
  - ②啓発DVD等の貸出
    - ・ 事前にDVDのリストをご覧ください、電話で予約してください。
    - ・ 受取りは直接、県人権・男女共同参画課までお越しください。
    - ・ 詳しくは県ホームページをご覧ください 
    - <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/eiga.html>
  - ③啓発冊子、ポスター等の各種媒体を利用した啓発活動
- 集中的な啓発活動の実施
  - ◎強調月間：8／1～8／31  
「ヒューマンフェスタ」のオンライン開催 など
  - ◎強調週間：12／4～12／10  
「ヒューマンスクウェア」の開催 など

### 3 えせ同和行為とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、企業・行政機関等に高額な書籍を売りつけるなど、不当な要求をする行為が「えせ同和行為」です。えせ同和行為の具体例としては、図書等の購入・寄付の強要、代理人と称した介入などがあげられます。

この行為は、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因にもなり、これまでの多くの人々が積み重ねてきた啓発の効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。

その場しのぎでえせ同和行為に応じることは、えせ同和行為を更に横行させるだけでなく、結果的に同和問題の解決を妨げることになる、との認識をもって対応することが必要です。

えせ同和行為は、その行為自体が問題となるものであり、行為を行う者がどのような団体に属するかは問題ではありません。また、団体が実在するか否かということは関係ありません。そのため、県では「えせ同和団体」という言い方はしていません。

国、県及び関係機関で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」では、企業等からの相談に対応しています。

#### 埼玉県「えせ同和行為」対策関係機関連絡会の相談窓口

- さいたま地方法務局人権擁護課  
電話：048（859）3507（直通）
- 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
電話：048（830）2258（直通）
- 埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課  
電話：048（832）0110（代表）
- （公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター  
電話：048（834）2140（直通）
- 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会  
電話：048（863）5255（代表）

## V 県民の方々から寄せられた質問から

### Q1：部落差別は、いまでもあるのでしょうか。

「もはや部落差別など存在しない」などといった意見もありますが、いまでも同和問題に関して、インターネットの匿名性を悪用した差別的書き込み、就職や結婚などに際した身元調査に係る戸籍謄本・住民票の不正取得、不動産業者が取引の際に行った土地調査等の差別事象が発生しています。

令和2(2020)年度に県が行った人権に関する県民意識調査では「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどのように思いますか。」という問いに、「認めない」という回答が2.4%、「ややこだわるが、子どもの意思を尊重する」、「反対だが、子どもの意思を尊重する」を含めると、同和地区出身であるという理由で避けようとする意識がある人の割合は全体で25.1%という結果でした。[P19グラフ参照]

このように、同和地区出身者に対する差別意識がいまも存在することを理解し、同和問題を他人ごとではなく、自分自身のこととして真剣に考え、差別の解消に向けて努力していくことが大切です。

### Q2：差別をどう考えたらよいのですか。

「差別」とは、基本的人権を不当に侵害したり、本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことです。人間は誰もかけがえない生命を持ち、幸せに生きたいという願いを持っています。これを正当な理由もなく踏みにじり陥れることが「差別」です。

「差別」は、さまざまな形で私たちの周りに現れます。しかし、いず

れの場合にも、人権が守られていないという点では一つです。

「差別」は次のようなとらえ方ではっきりさせることができます。

- ① その取扱いは、誰が見ても納得のいく正当な理由があるだろうか。
- ② 自己中心的なものの見方・考え方から、ことさらに道理がゆがめられてはいないだろうか。
- ③ 不平等であり、不当な不利益が強いられていないだろうか。
- ④ 等しく幸せに生きたいという願いが傷つけられていないだろうか。

このような点から、私たちの身近な暮らしを見てみると、

- ・ 学歴や出身校による差別
- ・ 職業や肩書きによる差別
- ・ 女性に対する差別
- ・ 障害のある人に対する差別
- ・ 貧富による差別
- ・ 外国人に対する差別

など、いろいろな差別があります。

このような差別の中でも、部落差別は我が国固有の人権問題であり、重大な社会問題なのです。

部落差別は、我が国の前近代の身分制度に基づくものであり、基本的人権が保障される現代においては、存在させてはならないものです。

また、これらいろいろな差別の中で、特に部落差別とその他の差別を区別して考えることは間違いで、基本的人権の侵害という点では共通の問題であり、日常的な身の周りに存在している諸々の差別を自分のこととして考え、差別をなくしていく不断の努力を続けることによって、人権問題としての同和問題の解決を図ることができるのです。

**Q3：同和問題は、そっとしておけば自然になくなるのではないのでしょうか。**

いわゆる「寝た子を起こすな」といわれる意見ですが、この考え方は次のようなものです。

- ① 知らない人に同和問題を教えることはかえって差別を教えることになる。だからこのままそっとしておけばよい。
- ② 同和問題は社会が進歩するとともに自然に解消するものだ。

戦後、基本的人権の尊重が叫ばれ、そのことがいかに大切なことかを知らされてきたにもかかわらず、現実には結婚差別や交際上の差別などが発生しているのです。「そっとしておけば年月が経つにつれて自然になくなるだろう。だから、やかましく騒ぎ立てない方がよい。」ということですが、果たしてそうでしょうか。明治4(1871)年の「解放令」によってなくなっているはずの部落差別がそれから150年以上たった今日、なぜ続いているのでしょうか。

「そっとしておけば…」という考え方では、この問題の解決に少しも役立たないだけでなく、逆に人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生んで結果的に差別を助長することになってしまいます。

今は偏見を持っていないと思っていても、正しい理解をしていないと、何かの機会に心の中に潜んでいる偏見が顔を出してきます。ですから自分自身の問題として捉え、正しく理解する必要があるのです。

**Q4：同和対策特別法により、同和地区やその関係者が優遇されている（いた）のではないか。**

いわゆる「同和問題に関する逆差別やねたみ意識」といわれる意見ですが、この考え方は次のようなものです。

「逆差別」「ねたみ意識」とは、同和行政への無理解から、かつての特別措置法による同和対策事業の実施により、同和地区やその関係者が優遇されているのではないか、逆にそれ以外の地域や人たちが行政的に放置されている（いた）のでは、ないかという主張です。

同和対策事業は、かつての同和地区に限定した緊急的な特別対策であつ

たことから、同和対策事業の趣旨と必要性についての地区内外の住民に対する啓発活動が不十分であり、その結果、同和対策事業の趣旨と必要性が周辺住民に十分に理解されず、一部分的、一時的にみるとその周辺地域との格差が生じていたかもしれません。

そのため、県や市町村では「逆差別」意識を生じさせないために、周辺地域との関連性、一体性を考慮し事業を進め、それに伴う啓発活動も行ってきました。

現在はいわゆる同和対策事業に係る特別法は、平成14(2002)年3月末をもって廃止されています。

私たちは、時として直接見たり聞いたりしたことがないにもかかわらず、噂話などで、ある地域や人や集団に対し悪いイメージを持ったり、十分な根拠もなく、予断や偏見を持ってしまうことがあります。

同和問題についても、噂や憶測で思い込んでいることはないでしょうか。

県では「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、企業や民間団体・市町村を含めた県民総ぐるみの「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

#### Q5：自分は差別しないから、同和問題は自分には関係ありません。

同和問題は自分には直接関係がないと思っている人もいます。しかし、「自分は差別しないし、差別なんて関係ない」と思っている人でも、ふとした時に人を傷つけたり、傷つけられたりしている場合があります。また、「差別はいけないことに決まっている」と口では言いながら、自分に直接かわることとなると、迷信や因習にこだわったり、予断や偏見でものを見たり判断してしまうことがあります。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、迷信や因習にこだわったり、予断や偏見でものを見たりせ

ず、自分自身の問題として考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。

このような行動は、他のあらゆる差別を許さないということにつながっていきます。

#### Q6：差別的な発言を聞いたらどうしたらいいですか。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別に気づき、その差別がどんなに不合理であるかを考え、自らの意識を見つめなおすことが必要です。同和問題は「差別をされる側」の問題ではなく、「差別をする側」の問題です。私たち一人ひとりがその認識をもち、自分自身の問題として考え、同和問題を解決していくために、行動できるようにしていかななくてはなりません。

#### Q7：本籍の記入、戸籍謄本の提出がなぜ就職に際し問題となるのですか。

日本の社会では、人事関係の取扱いにおいて「本籍」がつきまといている傾向があります。

同和地区の人たちに対する差別の歴史の中で「本籍」というものが、どのような役割を果たしてきているかについて正しく認識しなければなりません。

就職に際し「戸籍謄本をとる必要はない」「本籍は明らかにする必要はない」ということは、本人の能力や適性、意欲に関係ないもので人を評価してはいけないということです。過去においては、全国の多くの同和地区出身者を大きな不安に陥れ、同和問題の解決を遅らせてきた事実がありました。

明治5(1872)年に作られた<sup>じんしん</sup>壬申戸籍の中に華族・士族・平民など

の新身分が記入された際、同和地区住民についても当然「平民」と記入されなければならないはずなのに、差別的な身分呼称で記入されたものがあつたのです。

したがって、この戸籍を見れば、容易に同和地区住民であることが分かり、さらに、その後に整備された戸籍でも刑事罰や本人の身元に関する事項が記入されることになっていました。そこで、企業では、企業側にとって好ましくない者は雇わないために、採用に際して戸籍謄本を提出させ身元を調べるという日本独特の人事慣習が作られたものと思われまふ。

この壬申戸籍は、その後問題となり、昭和43(1968)年に完全に閉鎖されました。壬申戸籍以後に整備された戸籍にも、いろいろ問題を含んだ記載があつて、個人の尊厳を著しくそこなう結果となつていましたので、市町村では、昭和47(1972)年から、これらの不都合な記載を抹消してきました。

しかし、現在でも特に問題となるのは、本人の意思で本籍を他の地へ変えても、新しい戸籍から古い戸籍へとさかのぼつて調べれば過去の本籍がわかるところから、結婚や就職に際して戸籍が差別に利用されることがありうるからです。

最近でも、行政書士や司法書士等が調査会社などからの依頼を受け、戸籍謄本や住民票を不正に取得する事件が多く発覚しています(背景には戸籍等の差別的な利用があると考えられます)。

そのため、平成20(2008)年5月から、戸籍謄本等を請求できる者の制限と不正請求者への罰則が強化された戸籍法と住民基本台帳法が改正・施行されています。

また、国では、採用に当たつて本人の能力や適性、意欲以外で採用が決まることのないよう「統一応募用紙」の普及を進めています。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

【平成28年12月16日、公布・施行】

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九号。第九条において「法」という。)第二条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(部落差別の禁止)

第三条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第四条 県は、第二条に定める基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第七条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第八条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第九条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第六条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## 同和問題の解決をめざして(本編)

～令和7年3月発行～

発行：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話：048-830-2258